

令和6年度

定 例 監 査 結 果 報 告 書

財政援助団体等監査結果報告書

令和7年2月

中 央 区 監 査 委 員

目 次

定例監査結果報告書

第1	各部課及び学校等監査	1
第2	重点事項に関する監査	2
第3	工事監査	3
第4	監査のまとめ	7
別表1	令和6年度各部課及び学校等監査実施日程	9
別表2	令和6年度区施設の視察実施日程	11

財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査実施期間	13
第2	監査の対象及び範囲	13
第3	監査の方法及び観点	14
第4	対象団体等の概要と監査の結果	15
第5	監査のまとめ	22
別表	令和6年度財政援助団体等監査実施日程	24

令和6年度

定例監査結果報告書



6 中監第 2 4 8 号

令和 7 年 2 月 2 1 日

中 央 区 長
中 央 区 議 会 議 長
中央区教育委員会教育長
中央区選挙管理委員会委員長
中 央 区 監 査 委 員 } 様

中央区監査委員 守 本 利 雄

同 吉 田 寛

同 墨 谷 浩 一

令和 6 年度定例監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第 4 項の規定に基づき実施した令和 6 年度定例監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨通知してください。

第1 各部課及び学校等監査

1 監査実施期間

令和6年4月12日から令和7年2月17日まで

監査委員による監査及び監査事務局による個別の監査実施日程は、別表1 (P9)のとおりです。

また、区施設の視察を行いました。実施日程は、別表2 (P11)のとおりです。

2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局、区立小学校・中学校・幼稚園・教育センター

3 監査の範囲、方法及び観点

(1) 範囲

令和5年度における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施しました。

併せて文書取扱、公印管理等についても監査範囲としました。

(2) 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた財務諸表、歳入・歳出執行概要等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等を点検・照合するとともに、必要に応じて実地調査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(3) 主たる観点

地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定にのっとり、各事務事業が執行されているかを基本として以下の点を踏まえるとともに、事業目的に対する効果の状況や事業執行の効率性など、行政監査の視点も加味して監査を行いました。

ア 予算の執行について

- (ア) 収入は適正に確保されているか。
- (イ) 支出は効果的に行われているか。
- (ウ) 会計処理は法規適正であるか。

イ 契約検収事務について

- (ア) 違法又は不当な契約を締結していないか。
- (イ) 契約の方法は適正になされているか。
- (ウ) 契約は確実に履行されているか。
- (エ) 検収は的確になされているか。

ウ 財産の管理について

- (ア) 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。
- (イ) 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。
- (ウ) 債権の管理は適正に行われているか。
- (エ) 基金の管理は適正に行われているか。

4 監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果を挙げているものと認められましたが、次のとおり一部に是正・改善を要する事例がありましたので対応を図ってください。また、その他の部署でも、事務処理に関する軽微な誤りや注意を要する事例が見受けられました。職場内で十分点検を行い、適正に事務処理を行ってください。

(1) 会計事務に関すること

会計年度任用職員の給与支出に当たり、雇用保険料源泉徴収分の歳入科目を設置していなかったことから、給与振込遅延を回避するための一時的な措置として給与取扱者の口座に振り込みましたが、当該科目新設後も半年以上にわたり給与取扱者口座から引出しを行っていませんでした。

適時適切な事務処理を行うとともに、公金口座の管理体制も見直しを行ってください。
(企画部 情報システム課)

(2) 金券の取扱いに関すること

ア 使用機会のなくなった高額な郵券について、所属長の決裁を受けずに異なる券種に交換していました。保有財産の内容を変更する手続であるため、適切な事務処理を行ってください。

(教育委員会事務局 図書文化財課)

イ 購入した郵券について、受入れ及び払出しの記録を付けずに使用し、残数管理がされていないものや受払簿の誤記がありました。郵券などの換金性のある金券については、受払簿で使用状況を明らかにしておくことが物品管理規則で定められています。適正な管理を行ってください。

(教育委員会 佃中学校)

第2 重点事項に関する監査

本年度は「現金・金券類の適正な管理について」を重点事項として、定例監査に併せて実施しました。

1 調査方法

会計事務規則及び物品管理規則に定める現金及び金券類(切手類、タクシーク

ーポン、図書券、商品券等)の管理・保管状況について、定例監査に加え、聞き取りと現場確認により実施しました。

2 監査の結果

大半の部署において、現金は金庫に、金券類は金庫又はキャビネットに保管しており、常時施錠のうえ定期的に保管状況を確認するなど、おおむね適正に管理されていました。金庫には盗難防止用のチェーンをつないだり、暗証番号式のキーケースで鍵を一括管理するなどの取組が見られましたが、課として新設された教育センターにおいて、金庫を所持しておらず現金をキャビネットで保管していました。会計事務規則に基づき適正な管理を行ってください。

また、一部の部署で使用機会のなくなった金券類を所持し続けていたため、必要とする部署に決裁など適正な事務処理を行ったうえ払い出すなど、有効活用を図るよう助言しました。

現金はもとより、金券類も区の財産であることを認識のうえ、会計事務規則及び物品管理規則にのっとり、今後も引き続き適正な管理に努めてください。

第3 工事監査

1 監査実施期日

(1) 事務局による監査

令和6年11月1日～令和7年1月10日

(2) 監査委員による監査及び工事現場の現地調査

ア 土木工事 令和7年2月6日

イ 営繕工事 令和7年2月3日

2 監査の対象とした工事及び概要

(1) 土木工事

① 街路環境整備工事及び低騒音舗装工事【環境土木部 道路課】

ア 所在地 中央区晴海一丁目3番先～晴海一丁目4番先

イ 施工延長 105.6m

ウ 幅員 25.0m

エ 工期 令和6年9月10日～令和7年3月21日

オ 請負金額 94,930,000円

カ 出来高 40.0%(R6.12月末現在)



▲歩道拡幅・自転車通行帯整備箇所



▲工事現場（令和7年2月現在）

② 佃三丁目児童遊園改修工事【環境土木部 水とみどりの課】

ア 所在地 中央区佃三丁目6番8号

イ 整備面積 581.27㎡

ウ 期間（設計） 令和元年6月13日～令和2年3月19日
（施工） 令和6年11月15日～令和7年3月21日

エ 請負金額（設計） 6,105,000円
（施工） 32,780,000円
（計） 38,885,000円

オ 出来高 10.8% (R6.12月末現在)



▲コンクリートウォール撤去工事



▲敷地造成工事

（2） 営繕工事

晴海西小学校及び晴海西中学校建設工事【企画部 施設整備課】

ア 所在地 中央区晴海五丁目3番

イ 施設概要 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、
一部鉄筋コンクリート造
地上5階・地下1階 延面積 25,923.76㎡

ウ 期間（設計） 平成29年4月19日～令和3年8月31日
（工事監理） 令和3年12月2日～令和6年3月29日
（建築工事） 令和3年12月2日～令和6年3月29日
（機械設備工事） 令和3年12月2日～令和6年3月29日

	(電気設備工事)	令和3年12月2日～令和6年3月29日
	(昇降機設備工事)	令和4年2月9日～令和6年2月29日
エ 請負金額	(設 計)	346,836,000円
	(工事監理)	199,535,028円
	(建築工事)	11,137,522,000円
	(機械設備工事)	2,364,032,000円
	(電気設備工事)	1,429,626,000円
	(昇降機設備工事)	82,500,000円
	(計)	15,560,051,028円
オ 出来高	100%(完了)	



▲普通教室



▲完成後の学校（全景）

3 監査方法

設計図書、起工書、契約関係書類、工事記録簿、写真等の書類審査、工事現場の実地調査、所管部局の関係職員や施工業者からの説明の聴取等を行いました。
なお、事務局による監査は、技術系職員(兼務発令)により実施しました。



▲書類審査(営繕工事)



▲実地調査(土木工事)

4 監査の結果

監査対象のいずれの工事についても、おおむね適正に行われていましたが、事務手続の一部において注意・改善を要する点が見受けられました。

街路環境整備工事及び低騒音舗装工事は、デザイン性の高い歩道や照明、街路

樹などの豊かなみどりにより、地域の魅力を高める道路を整備するものであり、当該路線は二期にわたる工事の第一期となります。工事は、片側2車線の車道を1車線化することで歩道を拡幅し、緑の充実やベンチ等を設置するほか、車道部の低騒音舗装や自転車通行帯を設けるよう計画し、工事が進められていました。現場は小学校にも隣接しており、交通誘導員の配置や仮設作業帯の安全対策、現場の資機材整理状況など良好に管理されていました。引き続き、児童・生徒などの安全対策はもとより、交通や施工の安全管理に努め、適切に工事を進めてください。

佃三丁目児童遊園整備工事は、利用者動線や空間の利用、機能性の向上をコンセプトに、植栽花壇で歩行者と自転車の通行エリアを分け、ハンプ舗装を用いて自転車速度の抑制を図るとともに、静かで落ち着いた空間となるよう遊歩道やベンチを計画し工事が進められていました。

なお、本工事は設計完了後、起工に至るまでの期間が経過しており、設計委託の起案文書等が保存年限を過ぎ廃棄されていました。また、工事発注時の起工書において、設計完了時における見積額を一部に採用していたため、今後は適時適切に見積書を徴取してください。引き続き、工事完了まで適切な施工に努めてください。

晴海西小学校及び晴海西中学校建設工事は、晴海五丁目地区の人口増に対応するため計画されたものであり、本校は、小・中学校を一体的に整備し、プール、体育館、図書室の共有など効率的な設計がされていました。また、各教室の間仕切り壁は撤去しやすい構造となっており、将来的な用途変更や設備改修にも対応できるよう配慮されていました。環境面では、屋上緑化や太陽光発電パネルの設置のほか、清掃工場の余熱利用など、自然エネルギーの活用や省エネルギーへの積極的な対応のほか、防災面では、災害時の防災拠点機能が確保できるよう非常用発電機が高層階に設置されていました。

監理面においては、近隣に対する工事関連情報について適宜説明をするとともに、標識設置や搬出入動線の調整など、工事による影響を低減すべく配慮し作業が行われ、大きな事故もなく適正に施工されていました。このことは区担当者、工事監理事務所及び各施工業者間の連携が図られた結果であり、工事監理上の努力が見受けられます。今後の工事においても、今回の経験を活かすとともに、関係部局間で計画段階から施工完了まで綿密な連携が図られるよう要望します。

第4 監査のまとめ

本年度の定例監査は、令和5年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本に、法令等に従い適正に事務事業が行われていることの確認はもとより、経済性や公平性の面から公正かつ厳正に監査を実施するとともに、事業目的・成果に対する達成度や事業執行の効率性など、行政監査の視点も加味して行いました。

事務処理においては、前年度に引き続き決裁や契約事務等に関して、根拠規定の理解不足や不注意などに起因すると考えられる軽微な誤りが散見されたほか、これまで適正に処理が行われていた部署において、新たな誤りが生じている事例も見受けられました。

その改善に向けては、職員一人一人が前例踏襲によることなく、事業目的や根拠、手順を十分確認・把握するとともに、職場内での複数職員による点検など組織的な取組を行い、適正な事務処理に努めてください。また、今後さらなるデジタル技術の活用や行政手続オンライン化の拡大を着実に進めるためには、業務プロセスの再確認や時間管理意識の向上など、区民ニーズに即した合理的・効率的な業務の見直しが求められます。そのためには、管理監督者の役割は重要であり、職員が業務内容や執行過程を十分理解し、適正な事務処理や業務見直しが行われるよう適切に指導・監督してください。

今年度の重点事項として、現金・金券類の適正な管理について調査を実施しました。事務上のリスク要因の抽出を目的とする本調査では、おおむね適正に管理されていましたが、一部の部署で管理方法についての指導がありました。こうしたリスク管理への対応をはじめ、適正な事務の遂行につなげるためのプロセスとなる内部統制は、行政の可視化や透明性のより一層の充実を図ることが期待できます。区民への説明責任の観点からも内部統制を導入されることを引き続き要望します。

景気は一部に足踏みが残るものの、その先行きは雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されていますが、昨今の物価上昇等の影響に十分注意する必要があります。本区財政においては、歳入の根幹をなす特別区民税や特別区交付金に一定の伸びが期待できるものの、ふるさと納税による税の流出が拡大を続けています。また、景気の下振れや長引く原材料価格・物価高騰などを背景に所得環境・企業収益が悪化するリスクも懸念され、今後の財政環境は予断を許されない状況といえます。さらに、晴海地区では新たなまちが形成されるなど、急激な人口増加に伴い、子育て・教育分野をはじめさまざまな分野での行政需要が急速に拡大・多様化しており、本区の財政運営はこれまで以上に厳しくなることが見込まれます。

事務事業の執行に当たっては、受益者負担の適正化・区民負担の軽減をはじめ、限られた財源や既存の資源をより一層有効に活用することを基本とし、多様な区民ニーズに的確かつ柔軟に応えらるとともに、基本構想に掲げた本区将来像の実現に向け、各種施策を推進されることを希望します。

(別 表 1)

令和6年度各部課及び学校等監査実施日程

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
企 画 部	政策企画課	令和6年 10月 28日 (月)	令和6年 4月 22日 (月)
	財 政 課	令和6年 10月 28日 (月)	令和6年 4月 22日 (月)
	広 報 課	令和6年 10月 28日 (月)	令和6年 4月 23日 (火)
	情報システム課	令和6年 10月 31日 (木)	令和6年 4月 23日 (火)
	施設整備課	令和6年 12月 12日 (木)	令和6年 6月 13日 (木)
総 務 部	秘 書 室	令和6年 10月 31日 (木)	令和6年 4月 26日 (金)
	総 務 課	令和6年 10月 31日 (木)	令和6年 4月 26日 (金)
	男女共同参画係		令和6年 6月 6日 (木)
	職 員 課	令和6年 10月 31日 (木)	令和6年 4月 26日 (金)
	経 理 課	令和6年 11月 1日 (金)	令和6年 5月 7日 (火)
	税 務 課	令和6年 11月 1日 (金)	令和6年 5月 7日 (火)
	防災危機 管理室	防災危機管理課	令和6年 5月 15日 (水)
区 民 部	区民生活課	令和6年 11月 6日 (水)	令和6年 5月 10日 (金)
	調査統計係		令和6年 4月 23日 (火)
	地域振興課	令和6年 11月 6日 (水)	令和6年 5月 9日 (木)
	文化・生涯学習課	令和6年 11月 6日 (水)	令和6年 5月 13日 (月)
	スポーツ課	令和6年 11月 7日 (木)	令和6年 5月 9日 (木)
	商工観光課	令和6年 11月 7日 (木)	令和6年 5月 16日 (木)
	日本橋特別出張所	令和6年 11月 7日 (木)	令和6年 5月 13日 (月)
	月島特別出張所	令和6年 11月 7日 (木)	令和6年 5月 10日 (金)
	晴海特別出張所	令和6年 11月 7日 (木)	令和6年 5月 15日 (水)
福 祉 保 健 部	地域福祉課	令和6年 11月 11日 (月)	令和6年 5月 20日 (月)
	子育て支援課	令和6年 11月 11日 (月)	令和6年 5月 27日 (月)
	保 育 課	令和6年 11月 13日 (水)	令和6年 5月 23日 (木)
	放課後対策課	令和6年 11月 13日 (水)	令和6年 5月 27日 (月)
	築地児童館		令和6年 6月 6日 (木)
	障害者福祉課	令和6年 11月 13日 (水)	令和6年 5月 20日 (月)
	保険年金課	令和6年 11月 14日 (木)	令和6年 5月 29日 (水)
	子ども家庭支援 センター	令和6年 11月 14日 (木)	令和6年 5月 23日 (木)

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査	
		福祉センター	令和6年 11月 11日 (月)	令和6年 5月 24日 (金)
		子ども発達支援センター	令和6年 11月 11日 (月)	令和6年 5月 24日 (金)
	高齢者施策推進室	高齢者福祉課	令和6年 11月 18日 (月)	令和6年 5月 29日 (水)
		介護保険課	令和6年 11月 18日 (月)	令和6年 5月 30日 (木)
	中央区保健所	生活衛生課	令和6年 12月 4日 (水)	令和6年 5月 30日 (木)
		健康推進課	令和6年 12月 4日 (水)	令和6年 6月 4日 (火)
		日本橋保健センター	令和6年 12月 4日 (水)	
		月島保健センター	令和6年 12月 4日 (水)	令和6年 6月 4日 (火)
		晴海保健センター	令和6年 12月 4日 (水)	令和6年 6月 4日 (火)
環 境 土 木 部		管理調整課	令和6年 12月 5日 (木)	令和6年 6月 7日 (金)
		交 通 課	令和6年 12月 5日 (木)	令和6年 6月 7日 (金)
		環 境 課	令和6年 12月 5日 (木)	令和6年 6月 10日 (月)
		水とみどりの課	令和6年 12月 9日 (月)	令和6年 6月 10日 (月)
		道 路 課	令和6年 12月 9日 (月)	令和6年 6月 12日 (水)
		中央清掃事務所	令和6年 12月 9日 (月)	令和6年 6月 12日 (水)
		晴海事業所		令和6年 6月 20日 (木)
都 市 整 備 部		都市計画課	令和6年 12月 11日 (水)	令和6年 6月 13日 (木)
		地域整備課	令和6年 12月 11日 (水)	令和6年 6月 13日 (木)
		住 宅 課	令和6年 12月 11日 (水)	令和6年 6月 18日 (火)
		建 築 課	令和6年 12月 12日 (木)	令和6年 6月 18日 (火)
	都市活性プロジェクト推進室	都心再生推進課	令和6年 12月 12日 (木)	令和6年 6月 6日 (木)
		基盤事業調整課	令和6年 12月 12日 (木)	令和6年 6月 6日 (木)
会 計 室		令和6年 12月 19日 (木)	令和6年 4月 15日 (月)	
教育委員会事務局		庶 務 課	令和6年 12月 16日 (月)	令和6年 4月 17日 (水)
		学 務 課	令和6年 12月 16日 (月)	令和6年 4月 17日 (水)
		学校施設課	令和6年 12月 16日 (月)	令和6年 5月 16日 (木)
		指 導 室	令和6年 12月 18日 (水)	令和6年 4月 18日 (木)
		図書文化財課	令和6年 12月 18日 (水)	令和6年 4月 18日 (木)

対 象 課 等	監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
城東小学校		令和6年 11月 26日 (火)
明石小学校		令和6年 11月 21日 (木)
明石幼稚園		令和6年 11月 21日 (木)
京橋築地小学校		令和6年 11月 22日 (金)
京橋朝海幼稚園		令和6年 11月 22日 (金)
日本橋小学校		令和6年 11月 25日 (月)
日本橋幼稚園		令和6年 11月 25日 (月)
阪本小学校		令和6年 11月 26日 (火)
佃島小学校		令和6年 11月 26日 (火)
月島幼稚園		令和6年 11月 26日 (火)
月島第三小学校		令和6年 11月 28日 (木)
晴海幼稚園		令和6年 11月 28日 (木)
豊海小学校		令和6年 11月 21日 (木)
豊海幼稚園		令和6年 11月 21日 (木)
佃中学校		令和6年 11月 28日 (木)
晴海中学校		令和6年 11月 29日 (金)
教育センター	令和6年 12月 18日 (水)	令和6年 4月 22日 (月)
選挙管理委員会事務局	令和6年 12月 19日 (木)	令和6年 4月 15日 (月)
監査事務局	令和6年 10月 25日 (金)	令和6年 4月 12日 (金)
区議会議会局	令和6年 12月 18日 (水)	令和6年 4月 12日 (金)

(別 表 2)

令和6年度区施設の視察実施日程

晴海特別出張所等複合施設	令和6年 6月 19日 (水)
--------------	-----------------

令和 6 年度

財政援助団体等監査結果報告書



6 中監第 2 4 8 号

令和 7 年 2 月 2 1 日

中 央 区 長
中 央 区 議 会 議 長
中央区教育委員会教育長
中央区選挙管理委員会委員長
中 央 区 監 査 委 員 } 様

中央区監査委員 守 本 利 雄

同 吉 田 寛

同 墨 谷 浩 一

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき実施した令和 6 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨通知してください。

第1 監査実施期間

令和6年8月19日から令和7年2月17日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表(P24)のとおりです。

第2 監査の対象及び範囲

補助金の交付を行っている団体(財政援助団体)、出資団体及び指定管理者のうち、次の10件を対象としました。

令和5年度における事務事業の執行について、財政援助団体は補助対象の事務を、出資団体は当該事業所による事業運営に係る事務を、指定管理者は施設の管理運営に係る事務を、それぞれ監査の範囲として実地により行いました。

1 財政援助団体

公益社団法人 中央区シルバー人材センター

2 財政援助団体(出資団体)

公益財団法人 中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」

3 対象施設及び指定管理者

(1) 区民健康村「ヴィラ本栖」

富士屋ホテル 株式会社

(2) 浜町集会施設「浜町メモリアル」

タフカ・日本メックス 共同事業体

(3) 晴海地域交流センター「はるみらい」

晴海コミュニティリード 共同事業体

(4) 日本橋公会堂

株式会社 パシフィックアートセンター

(5) 八丁堀保育園

株式会社 ベネッセスタイルケア

(6) 知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

(7) 敬老館「いきいき館」 [3館]

アクティオ 株式会社

(8) 介護老人保健施設「リハポート明石」

公益社団法人 中央区医師会

第3 監査の方法及び観点

1 方 法

(1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、財務報告書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに、関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

なお、出資団体については、上記監査に加え、決算書、定款等の資料についても点検・照合を行いました。

(2) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支報告書、事業報告書、利用実績、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに、関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(3) 所管部課

所管部課が保管する関係書類等と財政援助団体等から提出された監査資料を点検・照合するとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

2 主たる観点

(1) 財政援助団体

ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。

イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。

ウ 補助条件は適切に履行されているか。

(2) 出資団体

ア 事業は出資等の目的に沿って適正に執行されているか。

イ 出資金等に係る会計処理は適正になされているか。

(3) 指定管理者

ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。

イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。

ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。

エ 施設の利用状況は十分か。

オ 基本協定書や事業計画書等に沿って各種事業が適切に実施されているか。

(4) 所管部課

ア 財政援助団体への補助については補助金の算定、補助条件その他補助に関する内容は適正妥当であるか。

イ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切に指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者制度を導入した目的・趣旨に沿って指導監督しているか。

第4 対象団体等の概要と監査の結果

1 公益社団法人 中央区シルバー人材センター

(1) 団体の概要

所在地 中央区八丁堀三丁目17番9号

設立目的 社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- ・ 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- ・ 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業

(2) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(3) 補助金

区は、公益社団法人中央区シルバー人材センターに対し、事業の運営に要する費用として、令和5年度は55,033,225円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

補助の目的に沿った事業運営や補助金等に係る会計処理は、おおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

2 公益財団法人 中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」

(1) 団体の概要

所在地 中央区銀座四丁目9番8号 NMF銀座四丁目ビル2階

設立目的 区内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び区内に居住し
区外の中小企業に勤務する勤労者と事業主並びに区民を対象に
総合的な福祉事業を行い、もって中小企業の振興を図り、ひい
ては地域社会の発展に寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ 中小企業勤労者等の生活の安定に関する事業
- ・ 中小企業勤労者等の健康維持増進に関する事業
- ・ 中小企業勤労者等の自己啓発、余暇活動に関する事業
- ・ 事業掛金負担者の給付に関する事業

(2) 所管部課

区民部 商工観光課

(3) 補助金

区は、公益財団法人中央区勤労者サービス公社に対し、500,000,000円の出捐金を支出するとともに、事業の運営に要する費用として、令和5年度は79,550,936円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

出資等の目的に沿った事業運営や補助金等に係る会計処理は、おおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

3 区民健康村「ヴィラ本栖」

(1) 施設の概要

所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字上原218番地119

延床面積 5,252.54㎡

主な施設 客室(27室)、大浴場、レストラン、コテージ2棟

(2) 設置目的

区民の余暇活動及び健康増進に寄与し、その福祉の向上を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 地域振興課

(4) 指定管理者

富士屋ホテル 株式会社

神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下359番地

(5) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、富士屋ホテル株式会社に対し、中央区立区民健康村の管理に関する基本協定書(令和4年4月1日付け締結)等に基づき、令和5年度は192,712,768円の指定管理料を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金は指定管理者の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

4 浜町集会施設「浜町メモリアル」

(1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋浜町二丁目59番48号

延床面積 1,925.80㎡

主な施設 ホール(2室)、集会室(4室)、会議室(3室)

(2) 設置目的

葬儀はもとより、集会、会議など、区民の交流やコミュニティの場にも利用できることを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 地域振興課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 タフカ・日本メックス共同事業体

イ 構成団体

(ア) タフカ 株式会社

中央区築地二丁目14番3号 N I T 築地ビル

(イ) 日本メックス 株式会社

中央区入船三丁目6番3号

(5) 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、タフカ・日本メックス共同事業体に対し、中央区立浜町集会施設の管理に関する基本協定書(令和4年4月1日付け締結)等に基づき、令和5年度は43,561,956円の指定管理料を支出しています。

なお、浜町集会施設使用料は5,424,860円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

5 晴海地域交流センター「はるみらい」

(1) 施設の概要

所在地 中央区晴海五丁目2番3号

延床面積 4,560.70㎡

主な施設 多世代交流スタジオ、地域活動スタジオ、集会室(5室)、
料理スタジオ、学習スタジオ、トレーニングスタジオ、
温暖浴スペース、キッズスペース

(2) 設置目的

地域における自主的な交流を促進するとともに、地域課題を解決するため、地域住民等が連携して行う地域活動の総合的な拠点とすることを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 地域振興課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 晴海コミュニティリード共同事業体

イ 構成団体

(ア) 株式会社 JTBコミュニケーションデザイン

港区芝三丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング12階

(イ) コナミスポーツ 株式会社

品川区東品川四丁目10番1号

(5) 指定期間

令和5年12月17日から令和10年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、晴海コミュニティリード共同事業体に対し、中央区立晴海地域交流センターの管理に関する基本協定書(令和5年12月17日付け締結)等に基づき、令和5年度は73,777,439円の指定管理料を支出しています。

なお、晴海地域交流センター使用料は7,181,820円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

6 日本橋公会堂

(1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号
延床面積 6,784.21㎡
主な施設 ホール(定員440人)
洋室(4室)、和室(2室)

(2) 設置目的

区民の文化の向上に寄与し、その福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 日本橋特別出張所

(4) 指定管理者

株式会社 パシフィックアートセンター
中央区築地三丁目7番1号 TSUKIJI GRANDE

(5) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、株式会社パシフィックアートセンターに対し、中央区立日本橋公会堂の管理に関する基本協定書(令和4年4月1日付け締結)等に基づき、令和5年度は74,663,534円の指定管理料を支出しています。

なお、日本橋公会堂使用料は52,123,020円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

7 八丁堀保育園

(1) 施設の概要

所在地 中央区八丁堀四丁目5番10号
延床面積 798.34㎡
主な施設 保育室6室、遊戯室、調理室
定員 79人

(2) 設置目的

保護者の就労・疾病・求職などの理由で保育の必要性が認められた家庭の乳幼児を預かり、保護者に代わって保育することを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課

(4) 指定管理者

株式会社 ベネッセスタイルケア

新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号 新宿モノリスビル

(5) 指定期間

平成26年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで

(6) 指定管理料

区は、株式会社ベネッセスタイルケアに対し、中央区立八丁堀保育園の管理に関する協定書(平成26年 4 月 1 日付け締結)等に基づき、令和 5 年度は168, 147, 539円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

8 知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」

(1) 施設の概要

所在地 中央区京橋二丁目 6 番 7 号

延床面積 319. 90㎡

主な施設 居室(6 室)、談話室

定 員 6 人

(2) 設置目的

知的障害者に対し居室及びその他の設備を提供し、日常生活上の介護及び援助を行うことによりその者の社会的自立を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 障害者福祉課

(4) 指定管理者

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

新宿区西新宿七丁目 8 番10号 オークラヤビル 2 F

(5) 指定期間

平成26年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に対し、中央区立知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」の管理に関する協定書(平成26年 4 月 1 日付け締結)等に基づき、令和 5 年度は25, 776, 421円の指定管理料を

支出しています。

なお、知的障害者グループホーム使用料は19,644,671円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

9 敬老館「いきいき館」〔3館〕

(1) 施設の概要

ア 桜川敬老館「いきいき桜川」

所在地 中央区入船一丁目1番13号

延床面積 1,039.84㎡

主な施設 舞台付大広間、トレーニングルーム、浴室

イ 浜町敬老館「いきいき浜町」

所在地 中央区日本橋浜町三丁目37番1号

延床面積 1,150.31㎡

主な施設 舞台付大広間、和室、浴室、図書室

ウ 勝どき敬老館「いきいき勝どき」

所在地 中央区勝どき一丁目5番1号

延床面積 820.0㎡

主な施設 舞台付大広間、和室、浴室、カラオケルーム

(2) 設置目的

高齢者の憩いや交流の場としての役割に加え、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりなどを推進し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(4) 指定管理者

アクティオ 株式会社

目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

(5) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、アクティオ株式会社に対し、中央区立敬老館の管理に関する基本協定書(令和4年4月1日付け締結)等に基づき、令和5年度は149,818,073円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

10 介護老人保健施設「リハポート明石」

(1) 施設の概要

所在地 中央区明石町1番6号

延床面積 6,665.28㎡

主な施設 療養室(35室)、機能訓練室兼レクリエーションルーム、
食堂兼談話室(2室)、医務室、浴室(2室)

(2) 設置目的

介護を必要とする高齢者等の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(4) 指定管理者

公益社団法人 中央区医師会

中央区勝どき一丁目6番7号

(5) 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、公益社団法人中央区医師会に対し、中央区立介護老人保健施設「リハポート明石」の管理に関する基本協定書(平成31年4月1日付け締結)等に基づき、令和5年度は495,935,497円の指定管理料を支出しています。

なお、介護老人保健施設使用料は400,669,884円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

第5 監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、令和5年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本とし、特に指定管理者に関しては所管部課の監督が適切に行われているかといった点も含め監査を行いました。

財政援助団体については、区からの補助金の執行状況のほか、出資団体においては設立目的(出資目的)に沿った事業運営等に関しても監査し、おおむね適切

に行われているものと認められました。今後とも、各団体においては、自主財源の拡充に心掛け、その財政基盤の確立に努めるとともに、より効率的・効果的さらに適正な事業運営に当たってください。また、所管部課においては、団体の財務状況等を十分に精査の上、補助等を行ってください。

指定管理者については、利用料金収入や指定管理料を活用し、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

指定管理で運営する敬老館(いきいき館)ではホームページをリニューアルし、主な行事内容や月間予定表の掲示など、利用者の視点から分かりやすい情報を提供するとともに、利用者の口コミによる新規登録者の拡大にも努められていることを評価します。

各施設においては、稼働率・利用率のさらなる向上はもとより、利用者満足度を高める創意工夫やサービスの質の向上など、適正な事業運営に努めてください。

指定管理者制度は民間の能力を活かし効果的・効率的な施設の管理運営が期待されますが、所管部課においては施設の最終的な管理責任は区にあることを十分に認識した上で、施設の現状を把握し、区民サービスのさらなる充実と利用率の向上が図られるよう適切に指示・指導を行ってください。

また、原材料価格・物価高騰等が続いており、施設の安定的な管理運営を図るため、指定管理料を適切に積算・反映するとともに、公費である指定管理料が適正かつ有効に執行されているか、指定管理者に対する指導監督について一層充実・強化していくことを要望します。

(別 表)

令和6年度財政援助団体等監査実施日程

1 財政援助団体

団 体 名 ・ 所 管 部 課	監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
公益社団法人 シルバー人材センター 【福祉保健部 高齢者福祉課】	令和7年 1月 15日 (水)	令和7年 1月 15日 (水)
公益財団法人 中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」 【区民部 商工観光課】	令和7年 1月 15日 (水)	令和7年 1月 15日 (水)

2 指定管理者

指定管理者名・所管部課	指 定 管 理 施 設	監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
富士屋ホテル株式会社 【区民部 地域振興課】	区民健康村「ヴィラ本栖」	令和6年 9月 9日 (月)	令和6年 9月 9日 (月)
			令和6年 8月 19日 (月)
タフカ・メックス共同事業体 【区民部 地域振興課】	浜町集会施設 「浜町メモリアル」		令和6年 10月 11日 (金)
			令和6年 10月 2日 (水)
晴海コミュニティリード 共同事業体 【区民部 地域振興課】	晴海地域交流センター 「はるみらい」		令和6年 10月 11日 (金)
			令和6年 10月 2日 (水)
株式会社 パシフィックアートセンター 【区民部 日本橋特別出張所】	日本橋公会堂		令和6年 10月 7日 (月)
			令和6年 9月 30日 (月)
株式会社 ベネッセスタイルケア 【福祉保健部 子育て支援課】	八丁堀保育園		令和6年 10月 9日 (水)
			令和6年 10月 2日 (水)
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 【福祉保健部 障害者福祉課】	知的障害者グループホーム 「フレンドハウス京橋」		令和6年 10月 7日 (月)
			令和6年 9月 30日 (月)
アクティオ株式会社 【福祉保健部 高齢者福祉課】	敬老館 「いきいき館」 (3館)	令和7年 1月 16日 (木)	令和7年 1月 16日 (木)
			令和6年 10月 3日 (木)
公益社団法人 中央区医師会 【福祉保健部 高齢者福祉課】	介護老人保健施設 「リハポート明石」	令和7年 1月 16日 (木)	令和7年 1月 16日 (木)
			令和6年 10月 3日 (木)

令和 7 年 2 月 発行

刊行物登録番号
6－085

令和 6 年度
定 例 監 査 結 果 報 告 書
財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 書

編集・発行 中 央 区 監 査 事 務 局
中央区築地一丁目 1 番 1 号
電話 03（3543）0211（代表）